

全国健康保険協会の平成 20 年度及び 21 年度に おける健康保険事業の業績に関する評価結果

平成 23 年 3 月 31 日

1. 概要

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、平成 18 年の医療制度改革において、政府管掌健康保険の保険者機能の発揮、加入者・事業主の意見の反映、都道府県単位の運営など、効率的な事業運営を図るため、政府管掌健康保険が民営化され、平成 20 年 10 月に発足した。また、平成 22 年 1 月より、船員保険制度を国から承継し、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自・上乘せ給付を行う新しい船員保険制度を協会が運営している。

今般、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、平成 20 年度及び 21 年度における協会の健康保険事業の業績について、「サービス関係」、「保健事業関係」、「医療費適正化関係」等の観点から評価を行ったところである。

なお、業績の評価にあたっては、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行う観点から、有識者等を構成員とする「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（平成 23 年 2 月 23 日開催）の各構成員の意見を参考としている。

2. 業績の評価

業績の評価結果は、別添のとおりであるが、主な事項は次のとおりである。
この結果を踏まえ、今後の協会の事業運営に臨まれない。

- 被保険者等に向けたサービスの向上、医療費適正化や業務の効率化への積極的な取組みは、評価できる。また、業務の標準化やシステム化による効率化の推進、研修による情報共有など順調に事業の遂行レベルが上昇していることが認められる。引き続き、サービスの向上と医療費適正化の推進に取り組まれない。
- なお、こうした取組みは、保険者機能の強化につながるもので、更に被保険者の特性に見合った取組みの強化や、財政状況に関する被保険者への説明と理解、被保険者の合意と信頼の形成に努めることを期待したい。
- 一方、保健事業関係は、設定した目標と保健事業の実施率との乖離が極めて大きいので、今後の事業運営では、被保険者との接触の機会を更に増やし、健診結果の丁寧な提供や説明に努めるなど、健診の受診を被保険者・事業主に対して積極的に働きかけ、事業の改善に取り組まれない。